

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	枚方市 障害児通所給付費支給等関係事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、障害児通所給付費支給等関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和8年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付費支給等関係事務
②事務の概要	<p>・児童福祉法に基づき障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費の支給および障害福祉サービスの提供に関する事務を行う。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給申請の受理、支給</p> <p>②肢体不自由児通所医療費の支給</p> <p>③障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理、支給</p> <p>④高額障害児通所給付費の支給申請の受理、支給決定、支給</p> <p>⑤負担能力の認定及び費用の徴収</p> <p>⑥障害児通所給付費決定の変更申請の受理、変更、変更の通知</p> <p>⑦①③④の事務において、情報連携による公金受取口座情報の取得</p>
③システムの名称	障害福祉システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児通所給付費等関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第9項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表14、15、16の項 【提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表11、15、20、80、144、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課、障害支援課
②所属長の役職名	障害企画課長、障害支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 健康福祉部 福祉事務所 障害企画課 072-841-1152 障害支援課 072-841-1457
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録や副本登録の際には、必ず複数人での確認を行っている。またマイナンバーの取得については本人からの提供を厳守しているほか、統合宛名システムにて照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、年度当初に、特定個人情報を取り扱う職員(会計年度任用職員を含む。)に対して、研修を実施しており、全職員が受講するよう確認を行っている。また、課内で漏洩等のヒヤリハット事案が発生した時には、再発防止策等の周知や、必要な内部チェックを実施している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I. 5. ②所属長	川口 哲治	三谷 幸生	事後	
平成29年7月14日	II. 1. いつ時点の計数か	2014/10/31	2017/6/1	事後	
平成29年7月14日	II. 2. いつ時点の計数か	2014/10/31	2017/6/1	事後	
平成29年7月14日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一の8の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条	<ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第1の8の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条) 同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の5の項(同条例施行規則第6条) 同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の10、11、12の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、10条、10条の2) 	事前	
平成29年7月14日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 情報照会 番号法 別表第二の9、10、11、15の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第12条、第30条 情報提供 番号法 別表第二の16、56の2、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第9条、第10条、第11条 	【照会】 番号法別表第2の10、11、12の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、10条、10条の2) 【提供】 ・同表の8、11、16、56の2、108、116の項(同命令第7条、10条、12条、30条、55条、59条の2)	事前	
平成29年7月14日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 福祉部 障害福祉室	事後	
平成31年3月29日	I. 5. ②所属長	障害福祉室課長 三谷 幸生	障害福祉室課長	事後	
平成31年3月29日	II. 1. いつ時点の計数か	2017/6/1	2019/1/1	事後	
平成31年3月29日	II. 2. いつ時点の計数か	2017/6/1	2019/1/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	IV. リスク対策		<p>1、提出する特定個人情報保護評価書の種類 〔基礎項目評価書〕</p> <p>2、特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスク対策は十分か 〔十分である〕</p> <p>3、特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か 〔十分である〕</p> <p>権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か 〔十分である〕</p> <p>4、特定個人情報ファイルの取扱い委託 〔○〕委託しない</p> <p>5、特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分 〔十分である〕</p> <p>6、情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 〔十分である〕</p> <p>不正な提供がお行われるリスクへの対策は十分か 〔十分である〕</p> <p>7、特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か 〔十分である〕</p> <p>8、監査 実施の有無 〔○〕内部監査</p> <p>9、従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 〔十分行っている〕</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費の支給および障害福祉サービスの提供に関する事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給申請の受理、給付決定及び通知 ②肢体不自由児通所医療費の支給 ③障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理、支給 ④高額障害児通所給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ⑤負担能力の認定及び費用の徴収 ⑥障害児通所給付決定の変更申請の受理、変更、変更の通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費の支給および障害福祉サービスの提供に関する事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給申請の受理、支給 ②肢体不自由児通所医療費の支給 ③障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理、支給 ④高額障害児通所給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ⑤負担能力の認定及び費用の徴収 ⑥障害児通所給付決定の変更申請の受理、変更、変更の通知 ⑦①③④の事務において、情報連携による公金受取口座情報の取得 	事後	
令和5年2月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第1の8の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の5の項(同条例施行規則第6条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の10、11、12の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、10条、10条の2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第1の8の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の5の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の10、11、12の項 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 番号法別表第2の10、11、12の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、10条、10条の2) 【提供】 ・同表の8、11、16、56の2、108、116の項(同命令第7条、10条、12条、30条、55条、59条の2)	【照会】 ・番号法別表第2の10、11、12の項 【提供】 ・同表の8、11、16、56の2、108、116の項	事後	
令和5年2月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 障害福祉室	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課、障害支援課	事後	
令和5年2月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉室課長	障害企画課長、障害支援課長	事後	
令和5年2月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	
令和5年2月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 福祉部 障害福祉室	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 健康福祉部 福祉事務所 障害企画課 072-841-1152 障害支援課 072-841-1457	事後	
令和5年2月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和5年2月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法別表第1の8の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の5の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の10、11、12の項	番号法第9条第1項、別表第9項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の10、11、12の項 【提供】 ・同表の8、11、16、56の2、108、116の項	【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表14、15、16の項 【提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表11、15、20、80、144、155の項	事後	
令和8年3月13日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生させるリスク への対策は十分か	(新規項目)	十分である	事後	
令和8年3月13日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生させるリスク への対策は十分か 判断の根拠	(新規項目)	マイナンバー登録や副本登録の際には、必ず複数人での確認を行っている。またマイナンバーの取得については本人からの提供を厳守しているほか、統合宛名システムにて照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和8年3月13日	IV. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	9)従業者に対する教育・啓発	事後	
令和8年3月13日	IV. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か(再掲)	(新規項目)	十分である	事後	
令和8年3月13日	IV. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(新規項目)	毎年、年度当初に、特定個人情報を取り扱う職員(会計年度任用職員を含む。)に対して、研修を実施しており、全職員が受講するよう確認を行っている。また、課内で漏洩等のヒヤリハット事案が発生した時には、再発防止策等の周知や、必要な内部チェックを実施している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	